平成２７年（フ）第１４８号
群馬県高崎市東貝沢町４丁目25番地１　メゾンシエラ103号
債務者　近藤千香枝（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第２８３号
神奈川県座間市入谷３丁目6264番地の１　エンブレム101号
債務者　野口　　梢
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２８６号
相模原市南区若松５丁目１番10号　サニーサイドハウス105
債務者　橋本　隆之
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３０６号
相模原市南区相模台１丁目17番２号　プロコピオ相模201
債務者　大沼　妙子
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３１１号
相模原市南区下溝757番地９　ビーライン下溝１号館203
債務者　小瀧　祥枝
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３１５号
相模原市中央区光が丘３丁目４番19－３号
債務者　笹生　邦哉
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２５４号
静岡県裾野市茶畑123番地の１　フォレスト108、前住所東京都葛飾区立石２丁目30番12号レモンハウス103号
債務者　時光　幸美
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第６６号
三重県伊勢市勢田町553番地４　車ヶ沖荘101号
債務者　吉村　香織
1　決定年月日時　平成27年９月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第５０号
青森県三沢市緑町１丁目６番地10号　第１桑島荘３号、旧住所青森県三沢市幸町２丁目２番６号
債務者　金澤　砂織
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第８５号
岡山県倉敷市福田町古新田913番地（コーポ岡部Ｂ－206）
債務者　三宅　　誠
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１６２号
岡山県倉敷市老松町５丁目１番20―111号(老松レジデンス)
債務者　日隈　良広
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１８６号
岡山県倉敷市西阿知町西原807番地１
債務者　田中　義和
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２０１号
岡山県倉敷市老松町５丁目１番20―111号(老松レジデンス)
債務者　日隈　恒良
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２０２号
岡山県倉敷市老松町５丁目１番20―111号(老松レジデンス)
債務者　日隈　朱實
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１７６号
高知市愛宕山138番地４　鈴鹿荘１号
債務者　森　　敦哉
1　決定年月日時　平成27年９月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１８５号
高知市愛宕町２丁目19番10号　野村ビル401号
債務者　有澤　好美
1　決定年月日時　平成27年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９２号
高知市大津乙1159番地11　アムールⅡ・302
債務者　佐竹　美和
1　決定年月日時　平成27年９月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
高知地方裁判所破産係